

田川市マスコットキャラクター「たがたん」着ぐるみ貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、田川市マスコットキャラクター「たがたん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を祭り、式典その他のイベント等（以下「イベント等」という。）に貸し出す場合について、田川市財務規則（平成13年規則第14号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(申請及び承認)

第2条 イベント等で着ぐるみを使用する者（以下「使用者」という。）は、原則として、イベント等の1か月前までに規則に定める物品貸付通知書を市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の物品貸付通知書の借用理由欄には次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開催日時
- (2) イベント名
- (3) イベント等内容
- (4) 着ぐるみ着用者及び補助員
- (5) 連絡先

(貸出しの可否等)

第3条 市長は、前条の規定による申請があった場合は審査を行い、貸出しの可否を決定する。ただし次の各号のいずれかに該当する場合は、着ぐるみの貸出しを承認しないものとする。

- (1) 本市の信用又は品位を害する場合
- (2) 特定の政党、宗教、選挙等の活動に利用されるおそれがある場合
- (3) 特定の個人、団体及び企業を市が公認しているような誤解を与え、又は売名活動に利用されるおそれがある場合
- (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合
- (5) 営利を目的とする場合
- (6) 酒宴、結婚式、還暦祝い等の個人的なイベントや企業の福利厚生イベント等に該当する場合
- (7) 着ぐるみの汚損又は破損のおそれがあると認められる場合

(8) その他、着ぐるみの貸出しが不適切と認められる場合

(申請者への通知)

第4条 市長は、着ぐるみの貸出しの可否を決定したときは、着ぐるみ貸出可否決定書(様式第1号)により、使用者に通知しなければならない。

(使用上の遵守事項)

第5条 前条の規定により貸出しの承認を受けた使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 物品貸付通知書に記載されたイベント等にのみ使用すること。
- (2) 火気又は水気には近づけないこと。
- (3) 着ぐるみの着用者(以下「着用者」という。)は、身長175cm以下のものであること。
- (4) 着用者は、素肌が直接着ぐるみに触れないような服装にすること。
- (5) 着ぐるみの着脱は、関係者以外の人目につかない場所で行うこと。
- (6) 着ぐるみの内部は高温多湿となるため、1回の着用時間は30分以内とし、熱中症対策として十分な休憩や水分補給を行い、無理のない着用をすること。
- (7) 着ぐるみ着用時、着用者は声を出さないこと。ただし、やむを得ず声を出す必要がある場合は、関係者以外に聞こえることがないように、細心の注意を払うこと。
- (8) 着ぐるみ補助員最低1人を必ず確保すること。
- (9) 着ぐるみ着用時は、非常に視界が狭く単独での歩行は困難なため、着ぐるみ補助員と一緒に行動すること。
- (10) 本市の信用又は品位を害するような行為をしないこと。
- (11) 着ぐるみが汚損、破損、亡失等しないように取り扱うこと。
- (12) 着ぐるみを第三者に譲渡又は転貸しないこと。

(雨天時の取扱い)

第6条 使用者は、イベント等の開催日の天候が雨天等の場合は、イベント等への着ぐるみの使用を中止しなければならない。ただし、イベント等が屋内で開催される場合又は屋外であっても仮設屋根の設置等天候の影響を遮断できる対策を講じることができる場合は、この限りでない。

(借用報告)

第7条 使用者は、着ぐるみの借用が終了したときには、速やかに、着ぐるみを返却する

とともに、着ぐるみ借用報告書（様式第2号）により、市長に報告しなければならない。

（貸出承認の取消）

第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、着ぐるみの貸出承認を取り消すことができる。

- (1) 第3条各号のいずれかの規定に該当し、又は第5条各号のいずれかの規定に違反しているとき。
- (2) 貸出承認する際に付した条件に違反しているとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により貸出承認を受けたとき。
- (4) その他市長が特に使用にふさわしくないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により、着ぐるみの貸出承認を取消したときは、着ぐるみ貸出承認取消書（様式第3号）により、使用者に対し通知するものとする。

3 前項の規定により貸出承認を取り消された使用者は、直ちに着ぐるみを返却しなければならない。

4 市は、貸出承認の取消しに伴い、使用者に損失が生じてもその補償の責めを負わない。

（貸付料）

第9条 着ぐるみの貸付料は、無料とする。

（事故報告）

第10条 使用者は、着ぐるみの借用期間において当該着ぐるみに、汚損、破損、亡失その他の事故が発生したときは、直ちにその旨を市長に報告し、その指示に従わなければならない。

（原状回復）

第11条 使用者が着ぐるみを汚損、破損、亡失等した場合は、使用者の責任と負担により、原状に復さなければならない。

（使用者の責任）

第12条 市は、着ぐるみの貸出しにより使用者が被った損害及び使用者によりなされた第三者への損害に対しては、一切の責任を負わないものとする。

（委任）

第13条 この要綱に定めのない事項については、その都度市長と使用者双方協議のうえ決定するものとする。

附 則

この要綱は平成27年6月25日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

田 第 号

年 月 日

団体名

代表者名 殿

田 川 市 長

着ぐるみ貸出可否決定書

先に貴団体から提出のありました物品貸付通知書を田川市マスコットキャラクター「たがたん」着ぐるみ貸出要綱に基づき審査した結果、下記のとおり決定しましたのでお知らせします。

記

イベント名	
貸出しの可否	着ぐるみの貸出しを（承認します・承認しません）
貸出しの期間	年 月 日（ ） 時 分から 年 月 日（ ） 時 分まで
付記事項 （承認した場合は承認の条件/承認しなかった場合はその理由）	

*貸出しの承認を受けた場合は、田川市マスコットキャラクター「たがたん」着ぐるみ貸出要綱に規定する遵守事項に従って使用してください。

*着ぐるみの借用が終わった場合は、田川市マスコットキャラクター「たがたん」着ぐるみ貸出要綱に基づき、着ぐるみ借用報告書を速やかに提出してください。

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

田 川 市 長 殿

所在地

団体名

代表者名

印

着ぐるみ借用報告書

田川市マスコットキャラクター「たがたん」着ぐるみの借用が終了しましたので、下記のとおりその概要を報告します。

記

イベント名	
会場名・所在地	
開催日時	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで
借用期間	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで
来場者・参加者人数 (内訳を把握している場合は、記入してください。)	全 体 () 名 田川市内 () 名 田川市外 () 名 福岡県外 () 名
活動内容及び効果等	
連絡先	担当者氏名 電話番号 FAX E-mail

※着ぐるみの使用状況を写した写真又は画像データを添付してください。

様式第3号（第8条関係）

田 第 号
年 月 日

団体名

代表者名 殿

田 川 市 長

着ぐるみ貸出承認取消書

年 月 日付けで承認した田川市マスコットキャラクター「たがたん」着ぐるみの貸出しについては、下記の理由により取り消します。

なお、既に着ぐるみを貸し出している場合は、この通知があった日以後、直ちに着ぐるみを返却してください。

記

イベント名	
取消理由	